

## 平成 31 年度税制改正の大綱

〔平成 30 年 12 月 21 日  
閣 議 決 定〕

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行う。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設等を行う。このほか、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

### 一 個人所得課税

#### 1 住宅・土地税制

（国 税）

〔延長・拡充等〕

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

##### ① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

個人が、住宅の取得等（その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合の住宅の取得等に限る。）をして平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例を創設する。

この特例は、適用年の 11 年目から 13 年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額を、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額として、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用ができることとする。

イ 一般の住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外の住宅）の場合

(ロ) 返礼品を地場産品とすること

② ①の基準は総務大臣が定めることとする。

③ 指定は、都道府県等の申出により行うこととする。

④ 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、指定を取り消すことができることとする。

⑤ 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならないこととする。

⑥ 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならないこととする。

⑦ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 6 月 1 日以後に支出された寄附金について適用する。

(11) 子どもの貧困に対応するため、次の措置を講ずる。

① 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）を個人住民税の非課税措置の対象に加える。

(注 1) 上記の「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が 48 万円以下であるものとする。

(注 2) 上記の「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

② 個人住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、上記①の者に該当する旨の記載をし、申告することとする等の所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 33 年度分以後の個人住民税について適用する。

(12) 個人住民税の非課税措置における未成年の要件について、改正後の民法の未成年と同様とする。

(13) 平成 31 年度分の個人住民税に係る非課税限度額（均等割・所得割）については、現行どおりとする。

〈国民健康保険税〉

- (14) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 61 万円（現行：58 万円）に引き上げる。
- (15) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
- ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 28 万円（現行：27.5 万円）に引き上げる。
  - ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 51 万円（現行：50 万円）に引き上げる。

## 二 資産課税

### 1 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等

#### (1) 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設

##### ① 概要

認定相続人が、平成 31 年 1 月 1 日から平成 40 年 12 月 31 日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する。

(注 1) 上記の「認定相続人」とは、承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいう。

(注 2) 上記の「特定事業用資産」とは、被相続人の事業（不動産貸付事業等を除く。以下同じ。）の用に供されていた土地（面積 400 m<sup>2</sup>までの部分に限る。）、建物（床面積 800 m<sup>2</sup>までの部分に限る。）及び建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限る。）で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいう。

(注 3) 上記の「承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間に都道府県に提出されたものをいう。